

独立行政法人国立美術館職員休職規則

平成 18 年 3 月 31 日

国立美術館規則第 22 号

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成 18 年国立美術館規則第 16 号。以下「就業規則」という。）第 14 条第 4 項の規定に基づき、職員の休職に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(休職中の責務)

第 2 条 職員は、休職中であっても職務に従事しない他は、就業規則、労働協約、労働契約等関係規則の定めに従わなければならない。

(病気休職)

第 3 条 就業規則第 14 条第 1 項第 1 号に規定する休職（以下「病気休職」という。）及び当該休職の期間の更新は、原則として医師の診断の結果に基づき行うものとする。またこの場合、必要があるときは国立美術館が指定する医師の診断を命じることがある。

2 前項の規定は、病気休職の期間を定める場合並びに復職又は休職の期間の満了前に復職させる場合についても同様とする。

(出向による休職)

第 4 条 就業規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定に基づく休職は、この規則に定めるもののほか、独立行政法人国立美術館職員出向規則（平成 18 年国立美術館規則第 21 号）の定めるところによる。

(役員兼業による休職)

第 5 条 独立行政法人国立美術館職員兼業規則（平成 18 年国立美術館規則第 23 号。以下「兼業規則」という。）第 5 条第 1 項第 2 号に規定する兼業が許可される場合で、かつ、主として兼業する役員等の職務に従事する必要があり、国立美術館の職務に従事することができないと認められる場合には、就業規則第 14 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、これを休職にすることができる。

2 前項の規定により休職にするには、兼業規則に基づく許可を得ていなければならない。

(休職の期間)

第 6 条 休職の期間（就業規則第 14 条第 1 項第 2 号及び同項第 4 号に定める休職を除く。）については、同一の休職事由に該当する状態が存続する限り、その原因である疾病の種類、従事する職務内容等が異なることとなった場合においても、引続き 3 年を超えることはできない。

(休職中の給与)

第 7 条 休職の期間中は、独立行政法人国立美術館職員給与規則（平成 18 年国立美術館規則第 17 号）の定めるところによらなければ、何等の給与も支給しない。

(休職の手続)

第 8 条 職員を休職にする場合は、その際、理由を記載した文書を交付する。ただし、職員から同意書の提出があった場合は、この限りではない。

2 前項の文書の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合において

は、独立行政法人国立美術館職員懲戒規則（平成 18 年国立美術館規則第 30 号）第 3 条第 3 項の規定に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。